

# みんなづくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

先住民と環境保全をめぐる現代的問題：  
越境する先住民社会：  
ユーコン川流域の環境改善に取り組む先住民政府間  
協議会

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 敏昭 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00000992">https://doi.org/10.15021/00000992</a>

## 第6章 越境する先住民社会

### ユーコン川流域の環境改善に取り組む先住民政府間協議会

井上 敏昭

城西国際大学福祉総合学部

ユーコン川流域の先住民社会により組織されたユーコン川先住民政府間流域圏協議会(YRITWC)は、先住民の伝統的生活形態や流域住民の健康の維持を目標として、河川の水質や流域環境の改善を図るため、環境アセスメント、汚染物質の使用規制や処理に関するルールの確立、住民への環境教育を行うとともに、上流域の都市への下水処理方法改善要求や、米加両国連邦政府や州政府に対する法整備の要求などを行っている。また活動の過程で先住民の伝統文化を強調する一方、非先住民の力も活用しているのが特徴である。本稿ではその営みを整理するとともに、2003年に開催されたYRITWCの総会について報告し、この活動が、国境、先住民政府間の垣根、認識方法や方法論上のギャップ(科学/伝統)という3つの境界を越えることを目指すものであることを検証する。さらに、国際河川という環境を共有する複数の社会が環境改善運動を協同して行う際に直面する問題の諸相について考察を試みる。

1. はじめに	4.2 アドボカシー活動
2. ユーコン川流域の先住民社会	4.3 ツールとしての国際法・国際条約
2.1 ユーコン川	4.4 現行のレジームへの異議申し立て
2.2 流域の先住民社会	4.5 ひとつの「国家」として
2.3 ユーコン川流域の先住民社会が抱える環境問題	4.6 伝統が持つ力
3. YRITWC	4.7 水産資源保護とサブシステム権の主張
3.1 YRITWCの設立	4.8 ワークショップ
3.2 YRITWCの組織	4.9 合意形成の方法
3.3 YRITWCの活動理念	5. YRITWCの活動の特徴
3.4 YRITWCの活動目標	5.1 「伝統」の重視
3.5 YRITWCの活動実績	5.2 ふたつの視点・方法のすり合わせ
4. 第4回YRITWCサミット	6. 越境する先住民
4.1 「伝統」の共有化と合意形成への布石	

キーワード：先住民、国際河川、伝統(の今日的意義)、環境保全・環境改善、資源管理

### 1. はじめに

複数の国家、複数の社会を経由して外海に注ぐ河川が生活環境の重要なファクターを占める場合、流域に住むどれかひとつの社会が生活環境の整備、維持、改善に取り組もうとしてもそこには限界があり、実効性のある対策を施すためには通常の生活感

覚を超えた政治的活動が必要となる。本稿で取り上げるユーコン川（Yukon River）流域の先住民社会においても、単一の民族集団（言語や価値観、アイデンティティを共有する集団）あるいは、社会的につながりが深い隣接集落によって結成された活動組織は多く存在するものの、それより大きな連帯の試みというと、州あるいは国家レベルの普遍的な先住民組織があるのみで、河川（とその流域）という生活環境の連続体を包括的にとらえた活動は行われてこなかった。しかし、近年ユーコン川において、水質汚染やサケ資源の利用・管理を巡る対立など先住民社会にとって深刻な問題が浮上するようになると、上流域から下流域にかけて国境・州境をはさんで分布する先住民社会の間で利害を調整し、連帯を図ることが必要となった。

本稿では、ユーコン川先住民政府間流域圏協議会（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council：以下 YRITWC）を取り上げ、その活動が上流から下流までユーコン水系流域に点在する互いに異質な先住民社会の意見を調整してコンセンサスを形成し、それを外部社会に対して主張しつつ包括的な環境整備・資源管理を行う新たな試みであり、従来先住民による社会的活動を制限してきた様々な障壁を越境することを志向した活動であることを明らかにするとともに、その活動が直面している諸問題について考察を試みる。

## 2. ユーコン川流域の先住民社会

### 2.1 ユーコン川

ユーコン川は、3,000 km 以上の長さで、約 84 万 km<sup>2</sup> の排水域面積を有する北米大陸でも有数の河川である。カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の北部を水源とし、数多くの支流を合流させつつ、同国ユーコン準州を経由して、合衆国アラスカ州の内陸部を流れ下ったのち、同州西部の河口からベーリング海に注ぐ国際河川である。支流を含むユーコン水系流域の地理的環境は、針葉樹林あるいは混交林と湿地で構成される広大な平野や緩やかな傾斜地、低山地帯、ブルックス山脈やアラスカ山脈の一部を含む山岳地域など多岐に渡る。また寒冷な亜極北地域を流れるため、多くの地域で毎年結氷と解氷を繰り返し、解氷期には洪水が多発する。

ユーコン川には、毎年夏季にマスノスケやギンザケ、シロザケといったタイハイヨウサケ属の魚類（以下「サケ」と記述する）が産卵のために遡上する。これらのサケは、合衆国アラスカ州の河口から長距離遡上した後、カナダの産卵地に至る。米加両国はサケの漁獲量割当を巡って長らく対立していたが、1980年代よりサケ漁獲活動の制限と資源の包括的管理の枠組み作りが模索され、2002年に太平洋サケ条約（Pacific Salmon Treaty）の一部としてユーコン川サケ協定（Yukon River Salmon Agreement）が締結された。



的にユーコン川流域を生活圏としてきた。YRITWCは、現在流域圏のカナダ側に14、合衆国側に62の先住民政府<sup>2)</sup>が存在し、2万人以上の先住民が居住しているとしている（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2002; 2004）。

ユーコン川流域圏の先住民社会は、その生活環境や言語、アイデンティティの違いにかかわらず、狩猟、漁撈、採集活動によって食料を獲得する伝統的生活形態を有しており、現在でも、毎年ユーコン川を遡上するサケに大きく依存するとともに、淡水魚漁や、流域を生息域とする哺乳類・鳥類を対象とした狩猟活動を、日常のかつ活発に行っている。この地域では、狩猟・漁撈活動が可能な環境・資源状態が保全されていることに加え、米加両国の法律やユーコン準州、アラスカ州の条例においても、先住民（を含めた地域住民）に対して、サブシステム活動<sup>3)</sup>における魚類を含む動物資源の優先的利用権が認められている。これらの活動への食料依存率は集落によって差があるが、YRITWCは、地域先住民が消費する食料の50%強を供給していると主張している。

この地域の先住民社会では、狩猟・漁撈対象の動物や魚類との神話的な結びつきや、獲物を自社会内で分配しあるいは他の先住民社会と交換することで社会関係を構築・維持するような慣習が維持されており、そのような伝統を継承していることがアイデンティティの源となっている例が多い。つまり、国家のなかで辺境に住むマイノリティであるこの地域の先住民にとって、自分たちの生活圏で行う狩猟・漁撈・採集活動は、食料獲得活動であると同時にアイデンティティ、価値観や伝統的な地域社会の維持とも深くかかわる活動でもあり、このような活動を継続することやそのための環境を保全することは、単なる食料供給の問題を超えた文化的社会的重要性を有しているのである（例えば Inoue 2001 を参照）。

## 2.3 ユーコン川流域の先住民社会が抱える環境問題

YRITWCが設立された1990年代後半、ユーコン川の流域を生活圏とする先住民社会は、地域での生活をとりまく環境に関して様々な問題に直面していた。

### 2.3.1 水質汚染

第一に、ユーコン川の水質汚染の問題である。汚染源としては、まず鉱業が挙げられる。ユーコン川流域では金や銅、鉛、亜鉛などの金属やアスベストなどの採掘が行われており、そこから流出する有害物質によってユーコン川が汚染される危険性が指摘されている。実際に、採掘現場付近の川底の堆積物からは、高いレベルで重金属が検出されている。それにもかかわらず1970年代まで、有害物質を含むくず鉱など鉱業廃棄物の処理に対する規制は全く行われていなかった。現在でも廃鉱やくず鉱池などに投棄されたまま管理者が特定されていない有害廃棄物が各所に存在し、その処理

に関して法的責任が誰にあるのか未だに明確になっていないケースも多く、対策の遅れが指摘されている。

また、軍事施設も重大な汚染をひきおこす可能性が指摘されている。冷戦時代、アラスカ州やユーコン準州は、米加両国にとってソビエト連邦と最も近い国土だったため、軍事基地が数多く設置された。これらの基地では、装備や燃料が不適切に管理される例があり、放射性物質やPCB、石油製品などの有害化学物質の流出が懸念されている。とくにDEWラインと呼ばれる早期警戒システム用のレーダー基地は、ユーコン水系の河川周辺にも数多く設置されたが、これらは人口の少ない地域に建てられる小規模施設であったため環境への十分な配慮がなされていなかった。冷戦構造崩壊後、これらの一部は廃止されたが、施設を解体した際に生じた廃材を河川敷に単に穴を掘っただけの投棄場に埋めてしまうなど、不適切に処理した例が報告されており、有害化学物質や建材として使われていたアスベストが河川へ流入することによる水質汚染が懸念されている。廃材を埋めた位置の特定は年々難しくなっており、汚染源特定の点でも問題が生じている。

加えて、流域集落の生活廃水や廃棄物による汚染も指摘されている。多くの集落では上下水道が十分に整備されておらず、生活廃水の処理も単純な汚水処理池に頼っているため、洗剤などの化学物質や細菌が、洪水や地下水を経由するなどして河川へ流出する可能性がある。さらに集落住民が出す生活廃棄物も汚染源となりうる。ユーコン川流域の集落は小規模で自治体の財政も充分ではないため、廃棄物処理施設が整備されていないところが多い。加えて都市部と道路で繋がっていない集落も多く、集落外の処理施設へ搬出することも容易ではない。その結果、生活廃棄物が十分に分別・処理されないまま集落のはずれに野積みになされており、地下水を通じて河川を汚染する可能性が指摘されている。同様に、使用済みバッテリーも深刻な水質汚染をもたらす。この地域の住人は、集落内の移動手段として自動車を用いるほか、狩猟など集落の外で活動する際も含め、積雪期にはスノーモービル、無雪期にはATV（バイク型四輪バギー）や船外機付きボートを多用する。それらに用いるバッテリーの廃棄処理はこれまであまり省みられず、集落のはずれに当たる河岸にバッテリーを積んだままの廃船や廃車が野ざらしで放置されることも少なくなかった。ユーコン川は解氷期に毎年小規模な氾濫を繰り返すので、たとえ河川に直接投棄されなかったとしても、有害物質が流出する可能性は極めて高い。さらに、集落で使用されるレジ袋や発泡スチロール製容器などの化学樹脂製品は軽量で飛散しやすいうえ、自然界で容易に分解しないため、野生生物への影響が懸念されている。

さらに、観光客の増加による環境への影響も懸念されている。アラスカ州やユーコン準州では、観光業が地下資源開発や軍事関連産業、漁業と並ぶ主要産業となっている。両州には希少な自然環境が保全されているので、いわゆるアウトドアツーリズム

の格好の舞台となっており、積極的な観光客誘致が行われている。先住民社会のなかにも、現金収入を獲得するため限定的ながら観光客の受け入れを模索する動きが見られ、先住民政府が主催するエコツアーのほか、先住民政府あるいは先住民個人が都市部の旅行者と契約してツアーガイドを請け負う例が散見されるようになった。なかでもユーコン川は従来から、バスや大型観光船を用いた団体ツアーからカヌーを用いて川を下るパドリングまで様々なツーリズムの舞台となっており、ヨーロッパや日本などからも多くの旅行者が訪れている。ところが観光客の増加は、流域集落において、ただでさえ充分ではない下水・廃棄物の処理システムにさらなる負荷をかける結果となった。加えて、パドリングやスポーツ・ハンティングなどアウトドアスポーツの場合、旅行者は集落から目が届かない地域で野営することが多く、ごみの投棄や化学洗剤を用いた洗濯水の垂れ流しなどに対して、先住民政府や国家・自治体の法執行機関による指導・規制が充分に行えていないと言えない。とくにユーコン川の場合、米加両国の各連邦法が適用される国有地や、私有地をはじめ州の法律が適用される土地、各先住民政府の管轄地を經由するが、水上旅行者に対する法規制は、各管轄主体がばらばらに行っているのが現状であり、規則の統一やその執行のための連携は充分であるとは言えず、効果的な対策がなされているとは言えないのが現状である。

河川への有害物質流入は、単に水質悪化だけでなく、先住民が伝統的に利用してきた生物資源にも影響を与える。河川に流入した重金属などの有害物質は、サケや淡水魚など水生生物の体内に蓄積する。さらに、陸棲哺乳類や鳥類も河川から水分補給したり餌を捕獲したりするため、同様に有害物質が体内に蓄積され、それらを摂取する人々に健康被害をもたらす可能性が指摘されている。YRITWCの執行委員（後述）の一人は「我々が口にする全ての生き物は、川から直接獲られたものか、川と関わりのあるものであり、川がなければ我々は生きられない」と述べている。実際、先住民の狩猟者や漁撈者の多くは、若い個体の死体を発見する事が増えた、捕獲・解体してみたところ奇形や内臓の異常が見られた、ビニールなど人工物を飲み込んでいたといった獲物の異常を経験している。それだけでなく、住民のガンや白血病の罹患率が上昇するなど健康被害も現実化しつつあり、その原因として有害化学物質によるユーコン川の水質汚染や、伝統食の二次汚染が疑われている。

### 2.3.2 生業活動における問題

次に挙げられるのは、先住民社会が漁撈や狩猟活動に基づいた伝統的生活形態を存続するにあたって直面している諸問題である。1970年代以降、カナダのユーコン準州、合衆国アラスカ州の双方において、先住民の土地権およびサブシステム権の存在を認める法律が整備されていった。先住民政府はおのこの伝統的生活圏の一部における土地所有権及び資源管理権を回復したほか、漁撈や狩猟活動に際しては、先住民あ

るいは該当地域居住者という法的地位において食料獲得目的での優先的獲得権（サブシステム権）が認められた。しかしながらこの地域の先住民社会は、自らの裁量で生物資源を管理する権限が十分に与えられているとはいえない。カナダも合衆国も近代的な法治国家であり、資源管理は西洋的な法的枠組みの下で行われる。すなわち、生物資源の状態は科学的方法によって計測、数値化されたデータに基づいて評価され、法の下での平等の原則に合致するよう獲得活動の期間や方法、数量の規制をあらかじめ（つまり獲得活動が行われる以前に獲得活動の現場とは遠く隔たった場所で）明文化（固定化）し、それを執行することで管理が行われるのであって、先住民の伝統的な資源状態の評価方法や狩猟・漁撈の現場での感覚的な認識が用いられるのでもなければ、先住民社会に特徴的な獲得活動戦略である現場での臨機応変さを十分に容認するものでもない。両国では先住民権への配慮から、ユーコン川の水産資源を含む動物資源に関して、行政府と先住民を含む資源利用者との共同管理を謳っている。しかし先住民の側から観ると、まずドミナント社会のパラダイムに基づいて連邦政府や州政府が管理の枠組みを定めた後、先住民に資源獲得の優先権を限定的に与えて共同管理の体裁を整えているに過ぎず、先住民側の資源利用に関するパラダイムが対等に扱われているとはいえない（大村 2002: 154-162; 井上 2003: 144-147）。さらに、客観的であるはずの「科学的データ」の解釈を巡って行政府と先住民の間に見解の相違とそれに基づく対立も生じている（井上 2003: 144-147; 2008: 62-63）。

加えて、サケ資源の利用・管理を巡って、河口付近で商業漁業を行う先住民社会と上流域で生計漁撈を営む先住民社会の間でも潜在的な対立が生じている。遡上量が多く魚の状態も良好であるため先住民も含めて商業漁業が盛んな下流域では、獲得方法や漁期に関してサブシステム利用も含めて比較的厳しい制限が課せられている。それに対し、遡上量も少なく魚の状態も下流より悪いため商業漁業が根付いていない上流域では、サブシステム利用に関して通常の遡上量であれば規制が無いに等しい良好な条件で漁獲活動が許されている。上流域社会は、下流域での大規模な商業漁業によって遡上量が減少することを警戒する一方、下流域社会では上流域において課せられていない厳しい規制に不満の声が上がっており、漁獲量や獲得方法に関する規制を巡って先住民社会同士が互いに相手方に不満を有していることも見逃せない（井上 2008: 63-64）。

また地域周辺で進行する開発も、先住民の狩猟・漁撈活動の継続にとって大きな脅威となっている。先住民が依存する動物・水産資源は、かれらが法的に土地の所有権や資源の管理権が認定された地理的範囲内だけでは十分に管理できない。現行の法律では原則的に、資源利用権や開発権はその土地の所有者に与えられる。ところがユーコン川を遡上するサケをはじめとして、先住民が伝統的に利用してきた動物資源の多くは移動する資源であり、その資源状態は、獲得活動を行う先住民社会の伝統的な生活

圏とは隔たった土地における他者の活動に多大な影響を受けることになる。埋蔵資源のような移動しない資源とは違い、資源利用者が資源利用の現場における資源管理権を持っているだけでは、十分な資源管理を行うことはできないのである。とくにサケの場合、下流から上流に向かって遡上する過程でさまざまな管轄権者をもつ土地を通過するため、資源状態の管理を行うためには、ある地点の資源利用者の法的権限が及ぶ範囲を超えた施策、すなわち流域の先住民社会間において利害調整を行うとともに意見統一を図り、それを非先住民社会、直接的には国や州の行政府、開発業者に対して主張する努力が必要となるのである。

### 3. YRITWC

本節では、YRITWC が公式に発表している情報（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2002; 2003; 2004）および同組織の幹部から聞き取った内容に基づいて、YRITWC の概略とその組織・活動の特徴について記述する。

#### 3.1 YRITWC の設立

YRITWC は、前節で述べたような状況を受けて、ユーコン川とその流域の環境を改善・保全するとともに、将来的にも汚染を防止し流域住民の健康的な生活を実現するために、流域を生活圏とする米加両国の先住民政府間で交わされた協定に基づいて設立された組織である。

1997年の第1回会合で「我々、ユーコン川の水源から河口に至るまでさらにはその支流を含む流域圏に住む先住民は、我々が創造主によってこの地に住むことを定められ、先住民の現世代と来る世代を守るために流域の浄化と環境保全を主導し継続するため、そしてそれによって我々先住民の伝統的な生活方法を継続できるようにするため同意する」とする宣言が採択され、1999年には「我々の祖先が何千年もそうしてきたように、再びユーコン川から直接水を飲む事ができるようにする」とする50年間の長期目標が採択された。2001年に先住民政府間協定（Inter-Tribal Accord）への正式な署名が行われ、34の先住民政府がYRITWCへの参加を表明した。その後も参加する先住民政府は増え続け、本稿執筆時点で、流域圏に存在する76のうち70の先住民政府が協定への署名を済ませている。

#### 3.2 YRITWC の組織

先住民政府間協定に署名した各先住民政府は、YRITWCの最高決定機関である理事会に代表者1名を参加させる。つまりYRITWCでは組織上、協定に署名した先住民政府（すなわちそれらが代表する集落の先住民社会）は、その人口の多寡にかかわ

らず平等の発言権、議決権を有していることになる。2年に一度総会（サミットと称する）を開催し、理事会の会議のほか、青年代表者会議や各先住民政府の環境及び土地担当者によるワークショップなどを行う。理事会はサミットの中で、アラスカ州より7名、ユーコン準州より7名の執行委員を選出する。執行委員は、各州域においてさらに細かく分割された地区から1名ずつ選出されるが、特定の地域あるいは民族集団の利害を代表するのではなく、全流域的な観点から YRITWC の活動を監督、主導することが求められている。実際の活動は、執行委員の主導の下、アラスカ州とユーコン準州にそれぞれ置かれた事務局が中心となって実行に移される。

### 3.3 YRITWC の活動理念

YRITWC は、その活動目標として「環境問題の表層の状態だけでなくその原因を明らかにする」とともに、「ともすれば対立しがちである各先住民社会の個別の主張や環境への取り組みを調整、統合し展開する」ことを挙げており、全体に影響を及ぼす決定にはそれに関与する集団の代表による会議での全会一致による議決を求め、意見が割れた場合には YRITWC の宣言や活動方針として採択しないこと、各先住民政府が持つ権限の独立を妨げないこと、先住民社会は相互に敬意を持って協同していくことが定められている。YRITWC の創設者たちによると、このような方法は、社会全体にかかわる問題を取り扱う際かれらの祖先が伝統的に採ってきたやり方を踏襲したものであるという。

その一方、「先住民のパースペクティブと環境保護 NGO やコミュニティ開発 NGO などが開発した近代的科学的手法とを統合する」ことも、目標のひとつとして掲げている。すなわち単に伝統的な側面を強調しそれを根拠として先住民権のみを武器に活動するだけでなく、先住民社会が伝統的生活形態を維持するための社会的要求と法律や国際条約などの下で認められる権利、権限とを互いに当てはめ、すり合わせていくことによって外部社会での権利主張の場において説得力を確保する一方、環境状態の把握／評価やその改善のための具体的施策においても伝統的手法と科学的方法を併用し両者を相互翻訳していくことで、先住民社会における環境改善活動の実効性を向上させることを目指しているのである。このような権利概念や認識論上のギャップは、従来、アラスカ州あるいはユーコン準州の先住民社会が自らの主張をドミナント社会に展開するにあたって大きな障害となってきた（井上 2003: 145-146; 2005: 260-261; 2007: 117-119; 2008: 62-63; Inoue 2004: 198-200）。先住民社会はこれまで、先住民側のパースペクティブを一方的に主張しがちであったが、ドミナント社会との交渉の場においては、そのような主張は法的あるいは科学的根拠を欠くと評価されることが多く、必ずしも有効であったとはいえない。それゆえ、YRITWC が自らの活動のなかに両者の視点や方法論を融合することを活動理念として盛り込んでいるのは注目に値する。

### 3.4 YRITWC の活動目標

YRITWC は具体的に、以下のような活動目標を掲げている。

#### 1：環境の認識，状態把握

①流域住民による環境保全活動や伝統的生活形態の継続に資するよう，科学的知見に基づいて出された環境管理政策上の決定の内容を質的に高めるため，先住民社会が持つ伝統的知識の収集と利用を促進する。②汚染地域のリストアップと問題対応の優先順位決定を行うため，質的に保証された監視システムを活用し，汚染除去・水質改善活動を促進する。③ユーコン川流域の環境状態や生物資源に関する情報の収集，分析，共有のために監視ネットワークを整備する。

ここでは，科学的方法による環境状態の把握に積極的に取り組む一方で，伝統的なサブシステム活動で得られる情報も排除せず，むしろそのような経験的認識・評価を用いて科学的データを検証すること，そのため草の根ネットワークを構築することが目標とされている。

#### 2：地域住民に対する環境教育

④インターンシップ，奨学金，ボランティア活動，行政，日常生活など様々なレベルにおいて，伝統的な価値観に基づいた環境・資源管理教育を行うため，先住民社会で伝統的な手法に基づいてつくられた教材や先住民社会向けに適応させた教材の開発を促進する。

ここでも，伝統的な価値観に基づく資源管理・環境保全を次世代に伝承することを基本としつつ，後半部分では，科学的方法を先住民社会の身体感覚・生活感覚に適合させることも志向している。また，そのような科学的知識や技術を普及させ，日常生活の諸相で活用することを目指していることも注目に値する。

#### 3：環境の保護保全，復元，管理

⑤健康で汚染のない流域環境を取りもどすため，先住民の伝統的生活圏のレベルから，州，準州，国のレベルに至るまで，厳格な環境基準の制定，執行を促す運動を展開する。⑥ユーコン川流域の集落社会に，污水や廃棄物を処理する包括的システムを構築するための計画を立案し，その達成に必要な情報や援助を提供し，実現可能で適切な改善を主導する。⑦流域のために責任ある団体であり続け，流域の健全な環境状態や将来に影響を与える行政上の決定に関与し続ける。⑧ユーコン川流域全体において，汚染地域を特定しその程度について情報を更新しつづけるとともに，定期的な浄化活動を支援する。

ここでは，国や自治体政府に厳格な法律や環境基準を制定・執行させるためのロビー活動を行い，ユーコン川の環境政策の決定の場において強いプレゼンスを維持し，決定への関与を行うことを宣言している。その一方，各集落社会が，汚染状況を改善するために必要な技術を獲得すること，広大な流域において汚染地域・状況を把

握し浄化活動を行うこと、YRITWC はそれを支援することが掲げられている。

#### 4：組織の能力拡充

⑨流域の各先住民政府と競合することを避けながら、YRITWC の長期的な計画、活動を可能とする多角的な資金調達戦略を構築する。⑩組織を監視、主導し、適切な作業部会を設立できるよう情報に通じた管理主体を持つ。⑪各先住民政府がその目標達成に必要な組織力を増大させるための援助を行うとともに、流域の保護や伝統的生活様式の維持を行うための公的資金獲得を支援する。⑫その理念や責務、目標の達成のため、業務の全ての側面において、協調や協働の機会を最大化する。

これらは従来の先住民団体における組織運営の反省から掲げられた目標である。ここでは、まず様々な設立目的を持った先住民組織が濫立しその多くが資金難に直面している状況下で、独自のしかも独立性を保てるよう複数の財源から資金調達すること、次に、従来先住民組織の欠点として指摘されてきた組織運営・経営管理面の脆弱さを改善することを目標に定めている。さらに、歴史的経緯（関係史）や資源を巡る利害対立が原因で、ともすれば対立することも少なくなかった先住民政府／民族集団同士が、現状や問題の所在について認識を共有し、共通の目標を掲げ活動していくことが謳われている。

### 3.5 YRITWC の活動実績

以上のような活動目標の下で、YRITWC によってこれまで実際に行われてきた活動は以下の通りである。

まず、ユーコン水系の河川の複数地点において水質サンプル調査を行い（前項の②⑧）に相当、以下同様）、この調査に基づいて流域管理プランを提案し、金属採鉱現場の廃石池を汚染源とする水質汚染への対策を促した（⑥）。またユーコン準州のドーソン市に対しては、効果的な下水処理システムの整備と排水規制条例成立を要求する一方、アラスカ州においても州及び連邦政府に対し、より厳格な下水・排水処理規則の成立を求めるロビー活動を行っている（⑤）。

また、民間基金から補助金を獲得して、複数の集落において「復路利用廃棄物移送・リサイクルプログラム」を実施した。これは、粗大／有害廃棄物や資源ゴミを収集したうえで、水運／航空貨物便の復路を活用して都市部の処理施設へ移送する試みであり、水運／航空運輸企業やバッテリー製造／販売業者、テレビ局と提携して行われた（⑥⑧⑨）。また、各集落内での廃油、衣服、日用品などの再利用プログラムが実施され、さらに店舗でのレジ袋配布を禁止し、発泡スチロール容器の利用を抑制する条例が採択された（⑤⑥）。さらに多言語によるツーリストへの環境教育（⑤）や、汚染土壌地域の特定および浄化作業、米軍基地における有害化学物質の処理などが行われた（②③⑤⑧）。

さらには CATG (Council of Athabaskan Tribal Government : アラスカ州ユーコン川上流域の北方アサバスカン系先住民グイッチンおよびコユコンが人口の多数を占める 10 の集落の先住民政府によって組織された協議会) および CYFN (Council of Yukon First Nations : カナダ・ユーコン準州の 15 の先住民政府による協議会) との共同事業として, GIS (地理学的情報システム) を活用し, 資源の分布や伝統的資源利用の歴史, 汚染地域や有害廃棄物の所在などの情報をデータベース化する事業に着手している。これらの事業は, 合衆国内務省インディアン局や同国環境保護庁といった連邦政府省庁などとも連携して実施されている。さらに, CATG および YRITWC 双方に参加している先住民集落スティーブンス・ビレッジでは, このデータに基づいて自然資源管理プランを策定した (①②③⑧⑨⑩⑪⑫)。

教育の分野では, 地域集落内の多くの小中学校, 高校で環境講座を開講する一方, 集落生活者 (一般住民) に対しても水質に配慮した暮らし方講座を開講し, 環境保全に対する関心を喚起している。また, 科学的検査方法のトレーニングを施す専門講座を開講し, 先住民社会自前の調査・分析能力, 環境状態の把握能力の向上を図っている (④)。さらに, 各先住民政府から派遣された職員に対して経営や組織運営に関するトレーニングを施す巡回講座を開講している (④⑩⑪)。

財源の確保については, YRITWC の複数のプロジェクトが両国連邦政府各省庁や民間基金, 環境 NGO, 大学・研究機関などから資金の調達に成功している (⑨) 一方, YRITWC の支援によって, 各先住民政府や先住民協議会が, ユーコン川水質状況の把握, 改善計画を策定し, 連邦政府が開設する補助金などに申請を行っている (⑩)。

以上のように, 前項で挙げた活動目標の全項目において, 既に活動実績が存在している。

## 4. 第4回 YRITWC サミット

本節では, 2003 年 8 月にアラスカ・ユーコン川の上流域の集落フォート・ユーコンで行われた YRITWC の第 4 回サミット<sup>4)</sup> について報告し, そこから YRITWC の活動の特徴について考察を試みる。

### 4.1 「伝統」の共有化と合意形成への布石

サミットの初日は, ユーコン川支流のチャンダラー川東流流域の集落アークティック・ビレッジから招かれた, 民族集団の垣根を越えて先住民の精神的リーダーのひとりとして広く尊敬を集めるエルダー (elder : 「高齢者」のことを指すが, この地域の先住民社会では「知識・経験が豊富で意見を傾聴すべき年配の人物」というニュアンスがある) が, 開会の祈りを捧げて始まった。それに続いて, YRITWC の創設者の

一人で現在はユーコン平原地域選出の執行委員を務める人物による基調講演が行われた。その後、参加者の自己紹介が昼食をはさんで約4時間かけて行われた。この自己紹介では執行委員や理事だけでなく、会場にいる全員にマイクが回される。自分の親族の名前を2人以上披露するこの地域の先住民社会独特の自己紹介をする人や、あわせてサミットへの期待を表明する人も珍しくなかった。また、昼食ではフォート・ユーコンの住民が提供したヘラジカやサケなどが振る舞われ、さまざまな集落から集った人々が議題についての見解や情報を交換していた。限られたサミット期間において不可解なほど長く自己紹介に時間が費やされているが、この段階では、互いに離れて暮らす人々とのつながりを再確認することでYRITWCの活動方針で謳われている集落の垣根を越えた一体感、仲間意識の醸成が図られるとともに、自己紹介での発言や会食時の意見交換を通じて参加者全体からの意見聴取が始まっており、次の日から行われる討議の下準備が行われているのである。

自己紹介が終了すると、新たに加わった先住民政府の代表による協定への署名式に続いて、参加全集落の代表による儀礼が行われた。開会の祈りを捧げたアークティック・ビレッジのエルダーとYRITWC執行委員でもある内陸トリンギットの集落代表者が、それぞれアラスカ州側とユーコン準州側を代表して儀礼を執り行った。集落の代表たちは、自分の集落においてユーコン川（あるいはその支流）から汲み上げた水をそれぞれ持参しており、他の参加者が祈りを捧げるなか、順番にひとつの容器に注いでいく。全集落からの水が容器に集められると、水への感謝が述べられ、タバコを用いた祈りによって浄化され祝福された後、青年代表者2名の手で川岸に運ばれ、再び川へと注がれた（写真1, 2）。

サミットの初日に執り行われるこの儀礼は、サミットや今後のYRITWCの活動を象徴するものになっている。まず各集落が持ち寄った水をひとつの容器に集めていくことで、自分の集落を流れる川が他の集落を流れる川とつながっていることを可視的に提示することになる。換言すれば儀礼の参加者は、このサミットに集っている全集落がユーコン水系という環境を共有している大きな共同体であることを再確認することになるのである。また「伝統的方法」で祈りを捧げることで、自分たちの活動が伝統を正しく継承するものであることを示している。ここで言う「伝統」は、どこか特定の先住民社会の固有文化の独自性を強調するものではなく、多様な先住民社会からの参加者が等しく受け入れ共有できるよう違いをぼかし共通項を強調するかたちに変換されている。つまり、ここでも共通のアイデンティティを構築するための努力が払われていることが指摘できる。また、各集落から集められた水が参加者の祈りによって浄化された後ユーコン川へ戻されているが、これは地域住民の努力によってユーコン川の水を浄化して汚染状況を改善させるというYRITWCの活動内容を象徴的に表現している。また、儀礼の前半は、伝統文化の象徴として尊敬を受けるエルダーが祈



写真 1

2003年のYRITWCサミットにおいて、討議に先立ち行われた儀礼。各先住民政府代表者がそれぞれの出身集落で汲んできたユーコン水系の河川の水をひとつの容器に集めているところ。



写真 2

集められた水は、参加者の祈りによって浄化された後、青年代表者2名の手でユーコン川に戻された。

りを主導する一方、儀礼の最後は、次世代の若者が重要な役割を果たすことで、活動が将来を見据えた展望を持って行われ、次世代に伝承されるべきことを確認しているのである。

## 4.2 アドボカシー活動

2日目は、まずドーソン市長が報告を行った。ドーソン市はユーコン沿岸集落の中で比較的大規模な街であるが、YRITWCから旧式な下水処理システムの改善を要求されていた。市長は、処理施設更新計画の概要とその進捗状況について、関係するカナダの行政府との折衝が計画されていること、実現には未だ財源が不足していることなどを報告した。この報告に対し、各集落の代表からは改善計画の実現可能性や実効性について質問が相次いだ。これに関しては、YRITWCとしてもユーコン準州政府やカナダ政府がドーソン市に援助を行うよう働きかけるべきだという提案がなされ、サミット最終日の「ドーソン市によるユーコン川への有害物質排出に対する意見書」の採択、アラスカ州側18集落とカナダ側8集落の先住民政府の即日批准に結実した<sup>5)</sup>。

それに続いて「アラスカ州内におけるユーコン川への未処理汚水垂れ流しを容認している現行の合衆国法および州法の差し止め要望書」も採択され、アラスカ州側18の政府と、カナダ側8つの政府が即日批准を行った。

### 4.3 ツールとしての国際法・国際条約

続いて、インディアン法的資源センター<sup>6)</sup>の専任弁護士によって、YRITWCが活動するにあたって活用可能な国際条約や国際法について講演が行われた<sup>7)</sup>。ここでは、YRITWCがとりうる戦略として、当事国である米加両国間で結ばれた条約を利用する方法と、国際組織や多国間条約で定められた第三者調停機関に告発することで両国政府に圧力をかける方法が紹介された。今後は先住民社会も国際法や条約に精通し、権利主張やその他の活動にそれらを積極的に活用すべきであることが確認された。

### 4.4 現行のレジームへの異議申し立て

以上の講演内容を受けて、YRITWCがいかに権利主張を果たしていくか議論が行われた。

まずユーコン中流域の集落スティーブンス・ビレッジの代表は「先住民社会は州や国の環境管理レジームが確立する以前から存在しており、現在でもその下に包含されるべきではない」にもかかわらず、「現在の先住民政府は権限を不当に制限されており、先住民の主張は環境保全や資源管理の政策決定に直接影響を与えない参考意見としてしか取り上げられていない」と指摘し「先住民の意見を省みない会合で州や国の言うことをただ聴いているのではなく、自分たち独自の管理方法を作り上げなければならない」と主張した。ここでは、先住民の権利を承認し資源の共同管理を謳っているように見せながら、内実は、意思決定の場において先住民にはオブザーバー参加しか許していない州や国の現行レジームへの不満が表明されている。これと同様な意見としてアラスカの集落ビーバーのエルダーは「自分たち先住民は、この土地で白人が到来する以前から生活する市民としての政治力を有しているはずであり、連邦政府の会合に我々が出かけていくのは元来おかしい。かれらが我々のところに来て話を聴くのがあるべきかたちである」と発言している。これは先住民社会が行政府に配慮され管理される対象ではなく、自らが環境を管理し生活を営んでいく主体であり、行政府はそれを尊重すべきであるとの主張である。

ビーバーのエルダーは続けて「土地は先住民政府の帰属に戻すべきであり、自分たちが伝統的生活を続けていけるよう、狩猟・漁撈権に関して自己決定できる十分な権限を確保すべきである」と発言した。アラスカにおいては、アラスカ先住民権益処理法の定めによって各集落における先住民の行政体が、非営利政治組織である先住民政府と、同法によって先住民の所有が確定した土地・資源や権利を放棄した土地に対する補償金を管理する営利団体である先住民村落会社に分割されている。この体制では、狩猟や漁撈に基づいた伝統的生活の維持を訴える政治体と、それらの舞台となる土地や資源の管理権をもつ経営体が分断されており、伝統的生活様式が互惠性的枠組みに基づいているにもかかわらず、土地資源管理権が貨幣経済に基づいて管理されるとい

うねじれ状態に置かれることになる。近年、先住民社会内部からこの制度の弊害が強く指摘されるようになり、村落会社が有している土地の権利を法的手続きを行って先住民政府に譲渡する動きが広がっている。これに関しては、YRITWC創設者の一人で現執行委員のフォート・ユーコン出身者が基調講演で、同集落で村落会社から先住民政府へ土地権の移譲が完了したことを報告したうえで、「これは、我々先住民が真に土地を所有しそれに対する権限を有することを意味する。村落会社は補償金を受領するのに特化した組織である。この移譲によって我々は社会全員が共同で土地を持つことになり、それらを誰にも売り渡さないという最優先目標が達成可能な先住民社会のあるべき姿に立ち戻ったのである」と述べている。ここでは、外部社会から押し付けられた政治／管理体制を先住民社会自身のニーズや主張に従って改めていくべきであり、それが伝統生活の維持に関する権利主張においても有効であるという見解が表明されている。

#### 4.5 ひとつの「国家」として

スティーブンス・ビレッジの代表は「YRITWCがきちんとした手続きを経て選出された役員によって運営される正規の国際的団体であり、参加している先住民社会の権利を代表しているはずである」と指摘したうえで、現状では必要以上の数の人物が様々な「先住民組織代表」の肩書きでばらばらに活動し、その多くが先住民社会全体ではなく特定の先住民政府の利害のみを追求していることを指摘し、「YRITWCは各先住民政府／社会の垣根を越えた包括的な視点（Inter-Tribal perspective）をもって活動をすべきであり」「国境を乗り越えられないような活動をすべきではない」と主張した。つまり、YRITWCは先住民の伝統的観点から見ても国際法上の定義においても正当な手続きを踏んで代表権を獲得した権威ある団体であることを自ら認識し、従来のタコツボ的状态を脱して流域社会全体を見据え、国境に制限されないひとつの政治主体として活動すべきであることを主張したのである。

ビーバーのエルダーは、「政策決定の場において連邦政府と同等の権限を確保すべきであり、そのためには、流域の先住民社会全体がひとつの「国家（nation：主権を持つ自治政府）」として活動できるようにしなければならない」と発言した。ここではYRITWCのあり方を推し進めて、最終的には米加両国政府と同等の発言力を有する連邦制的な政治主体を目指すべきだという考えが表明されている。これに関連して、他の理事やエルダーたちからは「我々はひとつの国家の市民であることを信じるべき」あるいは「国や州の政府は我々を国境や州境の内側に閉じ込めることによって不当に政治力を制限している。自己統治能力がある自治政府だと認識されるよう、より大きな観点から物事を見据え、どのようにして互いに助け合えばよいか学ぶべきである」といった発言が成された。

カナダ・カークロス／タギッシュ先住民政府の相談役を勤めるエルダーは、「我々は国際法上の権威的裏づけを得るため、国連人権宣言や国際法についてより学ばなければならない」と発言した。ここでは、YRITWCが各国政府と対等な立場を確保するためにも、国際法や条約の活用を積極的に推し進めて行く必要性が説かれている。

#### 4.6 伝統が持つ力

ユーコン川の支流コユクック河流域の集落ヒュースリアの代表は、「伝統的知識は他のどのような方法よりも歴史が長く、国家のなかで権利を主張する場合でも有効であり、YRITWCでの意思決定や行政管理にも積極的に用いるべき」だと提案した。実際、国家においてさまざまな権利を主張する場合、以前からその活動が継続的に行われていることが有力な根拠となる。とくに先住民運動においては、その社会伝統の存在が非先住民社会との接触以前あるいは20世紀前半の定住化以前にまで遡ることができれば強力な政治的ツールになりうる。彼は、その事実を法的に確実なものとする方法として、YRITWCのGIS事業を推し進め、伝統的地名を地図上に記録するなどの方法でデータベース化すべきであると提案した。

ユーコン川上流のリトルサーモン／カーマック先住民政府のチーフは、「我々は州政府や連邦政府を教育(educate)し先住民の物事の運び方(生活方法や物事の決め方)について理解させるようにしなければならない」と主張した。「educate(education)」という語は、アメリカ社会において先住民のようなマイノリティが用いる場合、単なる「教育」を意味するのではなく、「自分たちの価値観や方法論、置かれた社会状況や主張を相手に伝え理解させること」というニュアンスを持っていることに留意されたい<sup>8)</sup>。これらの、「先住民の側が一方向的にドミナント社会の方法論に迎合するのではなく、交渉相手にも先住民の方法論を理解させる努力を同時に行うべき」との意見は、この地域の先住民社会で共有されているものであるといえる。

#### 4.7 水産資源保護とサブシステム権の主張

スティーブンス・ビレッジの代表は、国や州政府による先住民のサブシステム権侵害を告発したうえで「YRITWCにはそれを正す義務があり、水質汚染改善だけでなくサケを含む水産資源の保護も見据えたさらに広い視点を持つべきであり、そのためさらなる資金源を獲得する必要がある」と主張し、YRITWCの現在の活動方針に疑問を呈した。コユクックの代表の「水産資源管理権を主張するため、ユーコン川流域の全先住民社会は声をひとつにすべきである」という意見をはじめとして複数の理事からも、YRITWCの活動対象は水質改善に限定せず河川に関係するあらゆることに及ぶべきとの意見が出され、これを受けて、執行委員が活動範囲を水産資源管理に拡大する旨宣言し、会議での承認を受けた。

YRITWC は水質浄化を目標として掲げ活動を開始したが、内実では当初からサケをはじめとしたサブシステム資源に関する利害調整やサブシステム権主張における共闘を視野に入れていたと思われる。前述のように、流域の先住民政府間ではサケを巡って潜在的な相互不信が存在していた。またアラスカでの漁獲活動によって、カナダの産卵地に到達するサケが減少し、資源状態が悪化する危険性も指摘されている。このように、遡上すなわち一方向的に移動する資源であるサケに関しては、先住民社会間の個別対立と包括的な資源管理の問題が複雑に絡み合っており、先住民協議会の設立当初からサケ資源の利害調整を前面に押し出すと議論が最初から対立構造になるばかりか、参加を見送る先住民政府も出る可能性すら存在した。これでは、流域先住民全ての主張を代表するような政治的正当性を得るには至らないので、活動も実効性に欠け、外部社会に対しても十分に影響力のある主張を行うことはできない。そこで、まず全流域社会が問題を共有し共通の主張を構築しやすい水質・環境対策を掲げて YRITWC を立ち上げ、時間をかけて（これも先住民社会に伝統的な方法である）一体感を醸成し共同活動の実績を積み重ねた後、満を持してサケ資源の議論に移行しようとしているのである。今回報告した 2003 年のサミットは、そのターニングポイントとなった会合であったと言える。

#### 4.8 ワークショップ

執行委員や理事を中心とした討議と並行して、専門的技術に関するワークショップが開催されていた。各先住民政府から集まった環境関連の技術者や土地管理担当の職員が、3つの分野（ごみ埋め立て、資源保全回収法と廃棄物リサイクル、水質アセスメント及びモニタリング技術）に分かれてワークショップに参加した。ワークショップ終了後、参加者は公開で研究発表を行い、他のサミット参加者と今回学んだ知識技術の共有を図った。この発表においては、例えば水質汚染のメカニズムを説明する際に、数的データを羅列するのではなく、様々な濃度で色をつけた水を用いて汚染が濃縮していく様子を示すなど、聴講者が科学的説明を日常生活上の感覚に落としこんで理解できるように工夫されていた。

#### 4.9 合意形成の方法

先に述べたように YRITWC における議決は全会一致が原則となっており、意見が割れた場合は YRITWC としての宣言や活動方針としては採択されない。これは「各先住民政府が持つ権限の独立を妨げない」とする YRITWC の活動原則に即したものであり、この地域の先住民社会の伝統的方法に則った方法でもある。サミットの間も、多数決による議決が行われたことはなかった。

討議は、執行委員や理事、招聘された他の NGO からの代表や専門家を中心に進行

するが、そこに居合わせた人にも発言の機会が与えられる。全ての発言はフォート・ユーコンの地元ラジオ局を通じて実況中継され、会場の外や周辺の集落でも聴取することができるようになっていた。

まず、進行役をつとめる YRITWC アラスカ事務局のコーディネータ（彼は先住民社会の出自ではない）が決められた議題を式次第に従って提示する。すると、彼や YRITWC の執行委員や理事、他の NGO からの代表者などが互いに視線を交わし、その結果多くの視線が集まった人が自主的にマイクの前に進み出てその議題について考えを述べる。ここでは、当該の問題に長年取り組んできた人物や伝統的知識を有している人物など、その議題に関して発言する知識や見解を有している人物に視線が集まる。発言者は発言中、鷲の羽を手を持つことになっており、羽を持っていない参加者は発言者が話し終わるまではさえぎることなく傾聴する。発言が終了すると聴衆は拍手で賛意を示す（拍手の大きさにその発言がどれくらい賛同を得たのか察することができる）。その後、進行役が会場全体に向けて次の発言者を募る。ここで発言を求め人がいればその人が次の発言者となる。立候補がなければ、やはり視線のやり取りを経て次の発言者が自ら立ち上がり、前の発言者から鷲の羽を受け取ったあと発言をはじめ。まれに同時に二人の人物が立ち上がると、双方とも苦笑しつつ発言権を譲り合う。

発言は、あくまで議題に対して自分がどう考えているかを述べるものであり、直接的に他者への反論や批判が表明されることはない。慎重な言葉遣いによって巧妙にぼかされているものの、実際には対立関係が存在しないわけではなく、意見の齟齬があることが透けて見える場合もないわけではない。しかし「誰々の意見に反対である」あるいは「誰々は間違っている」というような対立を明確にする言葉は決して使われない。むしろ発言者は、前の発言のなかで賛同できる部分を自分の発言に織り込みながら、自分の意見と他者の意見をすり合わせて行くことが求められる。これによって発言が一回りするところには、複数の意見の長所を取り込み、あるいは相違点をすり合わせたコンセンサスが醸成されていく。

このような方法は、今日この地域の先住民社会において、各先住民政府の定例議会から石油開発反対運動の集会での討議に至るまで、普遍的に見られるものである（井上 2007: 114）。他者の発言中に割り込んでその主張の問題点や論理的破綻を指摘し相手を論破することをいとわないうわゆるディベートとは、異なる議論のあり方である。その一方で、期限を設けずひとつの議題に数日を費やし、意見の完全なすり合わせを目指す伝統にさらに忠実な方法とも異なっていて、進行役を置いて発言を整理し、式次第に従って決議を進めていく効率のよさも持ち合わせている。つまりこの方法は、環境保全や資源管理などの問題のように、行政府や調停組織、企業、NGO といった非先住民組織との交渉を行うため期限が設定されている議題に対応できるよう、先住

民の伝統的な話し合いの方法をアレンジしたものであり、先住民権、土地権などを巡る国や州政府、企業との折衝を長年経験するなかで、この地域の先住民社会が編み出した今日的な合意形成の方法なのである。これに関して、会議の初日、アークティック・ビレッジの住民で YRITWC のアドバイザーをつとめる女性は、「我々は先住民として拙速に結論を出したり軽率に行動したりすべきでなく、意見がひとつの声として集約されるまで辛抱強く待たなければいけない、そうしなければ我々は必ず間違いを犯す」と発言した。彼女は 20 年間にわたって石油開発反対運動の中心人物として活動を続け、州政府や石油企業と難しい交渉を行う一方、連邦議会、州議会の議員やカナダ政府に対しても戦略的にロビー活動を続けてきた人物であり（その成果として、未だにその石油開発は着手されていない）、その経験に裏づけられた発言を執行委員や理事たちも傾聴していた。

ところが、会議中ちょっとした波乱が生じたことがあった。スティーブンス・ビレッジの代表が、問題への対応能力を強化するため、2年に1回サミットを開くだけでなくサミットが開催されない年にも理事と執行委員のみの会合（リーダーシップ・ミーティング：以下 LM）を開くことを提案した。提案者自身は YRITWC の理事のひとりである先住民だったが、進行役を務めていた非先住民の事務局コーディネータが自ら強い賛意を表明し、他の理事や執行委員をはじめとする先住民たちが提案に対する意見を表明する前に採決に移ろうとしてしまったのである。彼は YRITWC の実務の第一線に身を置いているため LM の必要性は痛感していたはずであり、それゆえこの提案をぜひとも通したい気持ちがあったのだと思われる。しかし、他の理事や執行委員は、先住民社会の手続きを経ないで結論を急ぐ議事進行に明らかに不満を持ったようであった。理事たちは進行役を半ば無視するかたちで、自分たちの考えを述べたあと、あらためてこの提案を承認した。

このように、時間をかけて意見をすり合わせ当事者である先住民たちが納得できる審議をすることと、外部社会との交渉で求められる期限に間に合わせるためスケジュールどおりに結論を出していくことをどのように両立させていくか、非常に難しい舵取りが要求されているのである。先住民側の意見表明が遅れば、交渉相手に主導権を握られてしまう可能性が高くなる。一方、期限に気をとられて結論を急ぐと、先住民社会の世論から政治的信頼を失う危険性がある。この両者のバランスをとった合意形成の方法に関しては、現在でも試行錯誤が行われているといえる。

## 5. YRITWC の活動の特徴

本節では、これまで検討してきた理念や活動内容、サミットでの議論などから、YRITWC の特徴について考察を試みる。

## 5.1 「伝統」の重視

まず指摘できるのは、先住民ならではの視点を重視するという原則である。「先住民の伝統的生活の継続」がYRITWCの設立目的の最重要部分であり、ユーコン川の水質改善やサケ資源管理はその手段であることを考えると、先住民の視点が優先されるのは当然のことである。

また先住民の伝統を強調することは、実際の活動においても大きな意味を持つ。まず伝統に裏付けられた主張が政治的に正当性を有することにつながるものが指摘できる。この政治的正当性については、「先祖に倣った方法」で「伝統的な生活形態を維持・回復するための」環境を保全・改善するとする活動目標や、伝統的知識のデータベース化の取り組み、サミットでのコンセンサス醸成の方法に現れていた。このような伝統が持つ正当性は、対内的には、例えばサミットの儀礼で象徴的に表現されていたように、異質な先住民社会をまとめてひとつの共同体あるいは「国家」として纏め上げていく際に効果的なツールとして活用されている。この際「伝統」は、YRITWCに参加する先住民集団それぞれが持つ固有の文化伝統をベースにしなが、流域全体の文化的共通性を利用して、特定の民族文化になるべく偏らずすべての参加社会が等しく受け入れることができ、それによって自分たちが先住民として正当な伝統を受け継ぐ者であるという認識を共有できるようなものへと変換されていた。また、対外的には、先住民権の根拠として、国や州の行政や開発業者、国際調停機関に対しても政治的有効性を有していた。この伝統の優越の原則は、先に述べたように、伝統的生活形態や価値観を維持することが先住民社会のアイデンティティにとって重要であることに裏打ちされており、さらには「第二次世界大戦前後の完全定住化以降に経験した差別や開発などのさまざまな社会的困難に対して充分に対処できなかったのは伝統的な価値観を忘れていたから」だという自己批判が先住民社会に存在することも関係していると思われる。この問題については稿を改めてくわしく論じたい。

また、伝統的に培われてきた地域住民の生活感覚を重視するということがYRITWCの活動戦略上の特徴になっていることも指摘できる。この点は、「昔のように水を直接飲むことができるようにする」という長期目標に象徴的に現れている。この目標では、「伝統の復活（先祖が享受してきた環境を取り戻す）」が強調されるとともに、流域の先住民社会の成員が科学的な専門知識を持たなくても感覚的に理解できるように設定されている。これは行政の水質基準にありがちな「有害物質何々を何ppmする」といった数値目標とは対照的である。もちろんYRITWCにおいても、実際の活動の途上でそのような数値目標を用いることがないわけではない。しかし目標を最も端的に言い表すスローガンにおいては、感覚的に理解できる言葉が選ばれているのである。この地域の先住民は資源や環境の状態を評価する際、経験的感覚的な把握を重視する（例えば井上 2003: 145-147）。生計活動に関して研究者が調査を行う際にも「1

年間（あるいは1ヶ月間、1週間など）で何を何頭（何尾）獲ったか」という質問は大抵の場合受け付けてもらえない。かれらはあきれたような顔をして「そのような質問は無意味だ。「今日はどこに行けば何が獲れるか」ならいつでも教えてやる」と答える。先住民たちはこの土地の環境に適応するため、食料獲得活動においては臨機応変に行動することを重視してきた。すなわち、そのときの気候や資源状態などを総合的に把握する状況把握力と、それに応じて一番適切な獲得活動を選択する柔軟性がかれらの生存戦略の特徴（井上 2004: 145-147）なのであり、このような感覚に活動目標を落とし込むことが、先住民社会全体で目標を共有し活動の実効性を確保する際の鍵となっているのである。

## 5.2 ふたつの視点・方法のすり合わせ

次に指摘できるのは、そのように強調された先住民のパースペクティブと科学的方法や外部社会での政治的手続きとのすり合わせを積極的に行っていることである。先住民による環境保全活動は従来、自らの伝統的認識ばかりを強調して非先住民社会との連携に欠けたものになるか、あるいは行政府や NGO など外部から取り入れた科学的認識や政治手法を未消化のまま取り込んで、活動推進者以外の成員から賛同を得られないものになるかの、いずれかに陥りがちであった。しかし YRITWC の活動では、「先住民のパースペクティブと環境保護 NGO やコミュニティ開発 NGO などが開発した近代的科学的手法とを統合する」ことが目標とされ、科学的専門技術の取得による先住民社会全体の能力向上を積極的に行っているほか、サミットの議論にもあったように、アドボカシー活動において現行の国内／国際法に精通することや、法律に則った手続きを遅延なく進めていくことの必要性が認識されている。また、巡回講座の開催などによって、従来先住民組織の弱点であった経営管理や組織運営の脆弱性も改善しようとしている。このように、自らの伝統的認識／方法の優越を保ちながら、科学的手法や現行の法律を高度に利用する能力を身につけようとしているのである。

このような特徴を持つ YRITWC の活動では、伝統文化に精通し、地域社会で民族集団独自の生活形態を実践する一方、外部社会との様々な交渉の場に身を置き、科学的な方法論や法律的な交渉能力も身につけた人物が重要な役割を果たしている。YRITWC の執行委員の中には、集落の垣根を越えて伝統文化や価値観を体現するリーダーとして尊敬を受けると同時に、アラスカ州漁業狩猟管理局などの求めに応じて共同調査を行った経験を持ち、科学的調査方法にも精通した人物がいる。また CATG で自然資源管理課長を務めた人物は、若いころからサケ漁やヘラジカ猟を活発に行い伝統的な生活方法を身につけた後、軍務を経て大学で生態学を修めた人物であり、その後 YRITWC の重要なパートナーである CATG の代表として活動した。かれらはほんの一例であるが、経験に裏付けられた自文化伝統に関する深い認識と、科学や法律

の知識技術を併せ持った人物が活動に関与している点が YRITWC の特徴のひとつであり、両者が乖離してすり合わせがなかなかできなかった従来の先住民組織にはないアドバンテージのひとつであるといえる。

## 6. 越境する先住民

YRITWC は、三つの点で「越境」を志向している。

まず、先住民の伝統的方法論・視点と科学的方法論や西洋的な法体系との間のギャップを乗り越え、その両者を相互翻訳する努力がなされていることが挙げられる。これについては前節で取り上げた。

次に、先住民政府／民族集団の垣根を越えることが志向されている。先に述べたように、ユーコン川流域の先住民が参加した運動組織というと、単一の民族集団によって設立されたものか、州あるいは国家レベルの普遍的な先住民組織があるのみで、河川という生活環境の連続体を包括的にとらえた活動は行われてこなかった。直接的な交渉史が無く日常生活レベルの認識ではお互いに「顔の見えない」社会同士が連帯することは、そのままでは難しい。しかし水質汚染、環境破壊やサケ資源獲得を巡る対立といった問題が浮上すると、相互の利害関係が明確になってくる。汚染の問題もサケの問題も水源から河口までの間の個人や集団の活動が流域社会全域に影響を与えることになるからである。しかも汚染の問題では上流の活動が下流の生活に影響を与え、サケ資源の問題では下流の活動が上流の生活に影響を与えるという逆向きの影響関係となっている。このような状況下では、サケ資源利用に関して相互不信が醸成されたり、汚染対策が進まない点を非難しあったりして、先住民社会同士の対立関係が生じる可能性が高かった。その点を考えると、YRITWC の活動方針において「対立しがちである各先住民社会の個別の主張や環境への取り組みを調整、統合し展開する」と目標設定していることは注目に値する。政策方針決定においては全会一致の原則を貫き、また「伝統」を共有する一方、問題の解決を一对一の先住民社会間関係に任せず YRITWC が仲立ちし統括することで、対立より融和を導き出し合意の形成を実現してきているのである。つまり、流域に点在する先住民社会全体が同じ環境（問題）を共有する運命共同体であるという共通認識を醸成したことが YRITWC 設立の重要な意義のひとつであるといえる。そのような性格を持つ YRITWC が連邦制的な主権主体を志向しているのは注目に値する。

つぎに、国境を越える、すなわち国別の個別的状況を乗り越える努力がなされていることが挙げられる。カナダと合衆国では、それぞれ先住民の社会的地位や法的環境は異なっていて、先住民に認められている権利の詳細において違いが生じている。歴史的に先住民運動は国ごとに展開され、同じ国のなかの他の先住民集団やマイノリ

ティ・グループとの連帯・共闘が先行する一方、異国の先住民社会との連帯の試みはまだ端緒についたばかりである。ユーコン川の先住民社会は、グイッチンのように生活圏が国境線をまたいでいる民族集団が存在するのをはじめ、他の民族集団でも日常生活レベルでは国による行政統治以降も広く通婚や交易などを通じて関係を維持してきたにもかかわらず、政治的には国境によって分断され連帯が阻害されてきた。YRITWCではその状態を打破し、二国にまたがる流域社会全体をひとつの政治・生活主体として捉え直したうえで運動を展開しているのである。現状では、当該の先住民社会が両国から大幅な自治権を勝ち取っているわけではないので、それぞれの国で展開されている活動や政治運動の戦略、その結果認められた法的地位や権利について情報交換をし、自国での活動戦略の参考にすることが行われているが、それとともに、YRITWCの主導によって流域社会全体の合意を形成し、国境の両側で戦略を統一し同じ時期に同じ主張を掲げることによって、汚染問題などの解決を図ることが目指されているのである。さらに、国際条約の条文や国際機関の宣言などを主張の根拠に用いることで、各国内に封じ込められない権利主張を志向しているのである。

このようにYRITWCは、三重の意味で従来のを越えることを志向しており、内水面の環境・資源管理の試みとしてユニークな特徴を有している。しかし現状では、YRITWCが目指す権利主張が各国政府や州政府に十分に認められたとは言いがたい。また、先に述べた集落間対立は完全に解消されたわけではなく、例えば流域集落ガリーナにおける小規模原子力発電所の試験的設置計画や、グイッチン社会の中で生じたユーコン川沿岸での石油開発を可能とする土地交換計画に対する足並みの乱れなど、先住民政府同士の意見対立に発展する可能性がある事案も起きている。これらの点に留意しつつ、今後もYRITWCの活動を注視していきたい。

## 謝 辞

本稿は、平成15年度～18年度科学研究費補助金基盤研究(A)「先住民による海洋資源の流通と管理」の助成によって2003年8月、2004年8月、2006年8月に行われた現地調査によって得られた資料に基づいており、その分析は国立民族学博物館共同研究「沿岸水域利用社会の変容：海洋環境保全と参加型開発」でのディスカッションに多くを負っている(一部、資料として2008年12月～2009年1月にかけて行った調査で得られた資料も用いている)。とくに共同研究代表者である奈良女子大学名誉教授松本博之先生と、科研の研究代表者である国立民族学博物館の岸上伸啓先生には多くのご指摘ご教示を頂いた。またフォート・ユーコンをはじめとする調査地の方々や、執行委員、理事をはじめとするYRITWCの関係者やサミットの参加者の方々には、多くの貴重な情報を提供していただいたばかりでなく、研究に対し有形無形の支援を頂いた。記して感謝する次第である。

## 注

- 1) カナダ・ユーコン準州では First Nation, 合衆国アラスカ州では Alaska Natives と称する。
- 2) 現在の定住集落ごとに登録された先住民居住者の権利を代表する政治行政組織。カナダ・ユーコン準州では First Nation あるいは Council, 合衆国アラスカ州では Tribal Government あるいは Tribal Council と称する。従来 Tribe の訳語として「部族」が用いられてきたが、差別的ニュアンスを含んでいること、アラスカでは Tribe という語が先住民諸集団を指す言葉として使われていることを考慮し、「先住民（政府、協議会）」という訳語を用いた。これらの先住民政府は、両国の先住民法や条約の定めに基づいて各集落に置かれた先住民の政治・行政組織で、集落に住む先住民の中から選ばれた首長（Chief）をはじめとする行政スタッフによって運営される。法律や条約によって通常の地方自治体を超えた自治権が認められている。
- 3) その地域での生存・生活に必要な食料獲得活動を指す（国や州によって定義に若干の相違がある）。基本的に伝統的な交易を除くと、サブシステム活動によって獲得した動物の食用部分の販売は禁止されている。
- 4) 本節で引用した参加者の発言は、全て筆者が調査中に直接聞き取った内容および YRITWC が正式発表した情報（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2002; 2003; 2004）に基づいており、引用の内容、表現に関する責任は引用者にある。
- 5) このサミットの後程なくドーソン市は財政破綻し、2004年にユーコン準州政府の管理下におかれた。2006年に選挙が行われ、現在は新たな市長の下で下水処理システムの改革が進行している。
- 6) Indian Law Resource Center。アメリカ先住民の土地権や資源権、人権、環境や文化的遺産を守るために活動する先住民を法的に支援する目的で、1978年、先住民自身の手で設立された非営利組織である。活動資金は個人、基金、先住民政府などからの寄付でまかなわれ、いかなる政府からの援助も受けない。
- 7) 以下が講演の骨子である。

先住民社会が流域環境の保全を行ううえで活用可能な国際法／条約は、大きく①太平洋サケに関する国際条約、②越境をとまなう事象に関する国際法、③通商法／条約、④人権に関する国際機関の調停が挙げられる。①では、米加両国間の太平洋サケ条約（Pacific Salmon Treaty）への参加を通じて、サケ資源の管理・保全政策に対し大きな影響力を持つ他の北米先住民組織（例えば Northwest Indian Fisheries Commission, Columbia River Inter-Tribal Fish Commission, British Columbia Aboriginal Fisheries Association など）と資源管理や権利保障に関して連携すべきである。また、その付帯条項であるユーコン川サケ協定（Yukon River Salmon Agreement）および米加露日4カ国の北太平洋サケ条約（North Pacific Salmon Treaty）などで確保されている、国際会議での議決権や調停機関への告発権、意見書の提出権を YRITWC は最大限利用すべきである。②では、米加両国間の越境内水面条約（Boundary Waters Treaty）の定めに基づき、両国政府による違反行為について告発書・意見書を調停機関に提出することができる。事案が取り上げられた場合、第三者調停機関に解決を一任することが定められているため、先住民側は両国政府と直接交渉するのに比べて有利に交渉を進めることが期待できる。またジェイ条約（Jay Treaty）は、伝統的生活圏が米加国境にまたがる先住民社会の成員に対して自由に国境を往来する権利を認めており、行政府によるパスポート発行の遅れなどによって YRITWC の活動が妨げられないためのツールとなる。③では、貿易上の国家対立が先住民の土地や権利に影響を与える可能性があるため、北米

自由貿易協定（NAFTA）では各国の先住民社会が法的な要望書を提出することを認めている。その補完協定である北米環境協力協定（North American Agreement on Environmental Cooperation）では、締結国政府が自国の環境法を十分に執行していないことに関して市民から通報を受け付け審査するシステムが構築されている。YRITWCはこれらを活用して、米加両国政府がユーコン川において自国の環境関連法を十分に遵守／施行していないことを告発することができる。世界貿易機構（WTO）も同様の通報・審査システムを持ち、その審査範囲は拡大する傾向にある。近年は外部から積極的に情報収集を行っており、先住民権に影響を与える貿易問題についても要望書を受理している。④では、国内法がしばしば先住民が主張する土地や文化に関する権利を制限する傾向がある一方、国連や米州機構（OAS）は先住民が持つ独自の権利・権限を認めるようになってきている。それらの下部機関（国連人権委員会、人種差別撤廃委員会、先住民作業部会、先住民問題常設フォーラム、先住民の権利に関する国連宣言草案作成作業部会、米州機構米州人権委員会など）に働きかけを行うことで、各国政府との交渉を有利に進める一助とすることが期待される。

- 8) これは1960年代の公民権運動以降、アフリカ系アメリカ人や先住民、女性、ゲイ、障がい者などのマイノリティが共有し、アドボカシー活動の柱のひとつに据えてきた概念である。

## 文 献

Inoue, Toshiaki

- 2001 Hunting as a Symbol of Cultural Tradition: the Cultural Meaning of Subsistence Activities in Gwich'in Athabascan Society of Northern Alaska. In I. Keen and T. Yamada (eds.) *Identity and Gender in Hunting and Gathering Societies* (Senri Ethnological Studies 56), pp. 94–101. Osaka: National Museum of Ethnology.
- 2004 The Gwich'in Gathering: The Subsistence Tradition in Their Modern Life and the Gathering against Oil Development By the Gwich'in Athabascan. In T. Irimoto and T. Yamada (eds.) *Circumpolar Ethnicity and Identity* (Senri ethnological Studies 66), pp. 183–204. Osaka: National Museum of Ethnology.

Indian Law Resource Center

- 2003 *International Opportunities for the Protection of the Yukon River Watershed — A Handbook of Strategies*. Helena: Indian Law Resource Center.

Yukon River Inter-Tribal Watershed Council

- 2002 *Yukon River Unified Watershed Assessment*. Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2003 *Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 4<sup>th</sup> Bi-Annual Summit Ft. Yukon, Alaska 18-22 August 2003 Hosted By Gwichyaa Gwich'in Tribal Council*. Fairbanks and Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2004 *Success Stories — Tribal Environmental Program Success in the Yukon River Watershed*. Fairbanks: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.

井上敏昭

- 2003 「内陸アラスカ先住民社会におけるサケ資源の利用と管理の諸問題」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』（国立民族学博物館調査報告46）pp.131–160, 大阪：国立民族学博物館。

- 2005 「グイッチン」綾部恒雄監修, 富田虎男・スチュアート ヘンリ編『講座 世界の先住民 族 ファースト・ピープルズの現在 07 北米』pp.247-263, 東京: 明石書店。
- 2007 「我々はカリブーの民である」アラスカ・カナダ先住民のアイデンティティと開発運動」煎本孝・山田孝子編『北の民の人類学 強国に生きる民族性と帰属性』pp.95-122, 京都: 京都大学学術出版会。
- 2008 「社会資源としてのサケ—ユーコン川上流域の先住民社会におけるサケの重要性とそれをとりまく諸問題」岸上伸啓編『海洋資源の流通と管理の人類学』(みんぱく実践人類学シリーズ3) pp.41-68, 東京: 明石書店。

大村 敬一

- 2002 「カナダ極北地域における知識をめぐる抗争—共同管理におけるイデオロギーの相克」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海 水産資源管理の人類学』pp.149-167, 京都: 人文書院。